

文化審議会美術品補償制度部会の審査運営内規（案）

（平成23年6月 日文化審議会美術品補償制度部会決定）

文化審議会美術品補償制度部会運営規則（平成23年6月 日文化審議会美術品補償制度部会決定）第6条に基づき、文化審議会美術品補償制度部会（以下「部会」という。）の審査運営の内規について、次のとおり定める。

（総則）

1. 補償契約を締結しようとする展覧会に係る審査の運営は、この内規の定めるところによる。
2. 部会は、補償契約を締結しようとする展覧会の要件等に関する調査について専門調査会に付託し、その結果の報告を受けて採択の適否について意見を述べる。

（審査方法）

3. 専門調査会からの報告は、専門調査会長がとりまとめて行う。ただし、専門調査会長が部会に出席できない場合は、専門調査会長の指名する者が報告する。
4. 部会においては、専門調査会からの報告を踏まえ、主として以下の点に留意しながら審査を行う。
 - （1）法令等に定める展覧会、主催者、開催施設等の要件を満たしていること。
 - （2）法令等に定める対象美術品の取扱いに関する基準を遵守できること。
 - （3）対象美術品の評価額及び保存状態が適切であること。
 - （4）展覧会の公共性の観点から、政府が補償契約を締結するにふさわしくない企画内容等が含まれていないこと。
5. 展覧会の審査に当たっては、以下の点に特に配慮するものとする。
 - （1）児童・生徒の観覧料の軽減・無料化、地方巡回展の開催その他の国民へ利益を還元する取組を促進すること。
 - （2）一時点における損害発生の危険の集積に留意すること。
6. 部会は、審査の結果を踏まえ、以下のように採択の適否に係る意見を述べる。
 - （1）特段の追加的対応を必要とせず速やかに契約を締結できる場合 「採択」
 - （2）申請内容について必要な確認・修正等がなされれば、契約を締結できる場合 「条件付き採択」
 - （3）契約の締結ができない場合 「不採択」
7. 審査の結果、「条件付き採択」又は「不採択」の意見が提出された展覧会については、その理由を明示する。

（留意事項）

8. 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、利害関係のある展覧会の審査を行うことができない。
9. 委員等は、利害関係者からの要望、働きかけ等に影響されることなく、事実のみに基づいて厳正に展覧会の審査を行うものとする。
10. 委員等に対して、利害関係者から繰り返し要望、働きかけ等が行われた場合には、当該委員等は、その内容について記録し、部会において報告するものとする。